

平成31年度 廃棄物規制課の取組について



環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課長 成田浩司

明けましておめでとうございます。皆様方には、日頃より産業廃棄物行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。平成31年の新春を迎えるにあたり、一言御挨拶申し上げます。

本年も、昨年同様、以下の2つの基本方針に則って産業廃棄物行政を推進してまいります。

1点目は、「規制」、「処理の促進」、「処理業振興」を三位一体で進めることです。廃棄物処理法等に基づく規制を着実に実施し、必要に応じ規制を強化していくと同時に、PCB廃棄物の期限内処理や、不法投棄の原状回復、処理施設整備など産業廃棄物の処理を促進する施策を推進します。さらに、産業廃棄物の適正処理と循環型社会構築の優良な担い手を中長期的に確保・育成するという観点から、産業廃棄物処理業振興の施策も講じてまいります。

2点目は、制度等の合理的な立案・運用です。産業廃棄物処理に関する現行制度については、制度の趣旨や現実にもそぐわない運用等がなされている例が一部に見受けられ、改善を求める声も少なくありません。環境省としては、今後とも、制度の目的や趣旨を踏まえた運用や、現実的な制度の立案など合理的な産業廃棄物行政の推進を更に心がけるとともに、自治体にも合理的な行政推進に留意いただくよう働きかけてまいります。

これらの基本方針を念頭に置きつつ、本年は、以下の具体的な取組を進めます。

最重要課題は、PCB廃棄物の期限内処理です。中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北九州事業地域（中国・四国・九州及び沖縄各県）の高濃度変圧器・コンデンサーについては本年3月31日が計画的処理完了期限とされており、その達成に向けて、国・関係自治体・JESCOが一丸となって着実に対応していく必要があります。また、北九州事業地域の経験の他地域への展開、安定器・塗膜等の調査・処理促進、低濃度PCBに係る実態把握や処理施設の無害化認定等を進めてまいります。

次に、廃プラスチック類（廃プラ）の処理促進です。中国等外国政府による輸入禁止措置に起因して廃プラの国内処理体制が逼迫しており、不法投棄等の不適正処理が懸念されています。このような状況を踏まえ、国内における廃プラの処理の状況や不法投棄等に関する実態把握、情報共有を進めてまいります。また、既存処理施設の更なる活用を図るほか、リサイクル施設の整備等を速やかに進め、廃プラの国内資源循環体制の構築を目指します。

3点目は、産業廃棄物処理業の振興です。昨年6月に閣議決定された第4次循環型社会形成推進基本計画において、「廃棄物処理業者における人材の確保・育成」、「循環分野における環境産業全体の健全化及び振興」、「循環産業の担い手確保」等が位置づけられました。これを踏まえて、当課の産業廃棄物処理業振興チームにおいて、具体的な振興方策を検討し、できることから実施してまいります。

4点目は、不法投棄の原状回復に係る基金の見直しです。排出事業者の貢献の見える化と必要な額の確保を目指して、31年度から本格的に見直しを開始します。

5点目は、残留性有機汚染物質（POPs）を始めとする有害物質対策です。POPs廃棄物の規制強化を31年度に実現すべく、検討を進めます。

このほか、電子マニフェストの更なる利用促進、産業廃棄物分野における電子化の推進、廃棄物処理施設の更新時における手続の簡素化、昨年の通常国会で成立したシップリサイクル法の施行準備、一昨年に改正されたバーゼル法に基づく再生利用等事業者認定の推進、産業廃棄物処理分野における脱炭素化に向けた支援等の施策を講じてまいります。

本年も、これらの諸課題に対し全力で取り組んでいく所存ですので、関係者の皆様方の御支援、御協力を切にお願い申し上げますとともに、皆様方の御健勝を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。